



熊本県公報

第13204号
令和5年(2023年)
2月14日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○身体障害者福祉法第15条第1項に基づく医師の指定	(障がい者支援課) 1
○救急病院の認定	(医療政策課) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 2
公 告	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 2
○公共測量の実施	(監理課) 2
○公共測量の実施	(〃) 3
○土地改良区の役員の選任等	(農村計画課) 3
○特定調達契約に係る落札者の決定	(森林保全課) 3
登 載 依 頼	
○計画段階環境配慮書の一般意見の募集	(宇土市) 4
○熊本県議会議員一般選挙における立候補予定者説明会の開催	(選挙管理委員会) 5

告 示

熊本県告示第103号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和5年(2023年)2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町目丸字緑川3651・3652合併1、3651・3652合併2、3645番、3646番、3652番1、3653番、3653番1、3653番2、3653番5、3655番1から3655番6まで、3656番、3657番、3658番1、3660番1、3660番4、3660番7、3663番
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字緑川3651・3652合併2・3653番1・3655番1・3655番2・3655番5・3657番・3660番1・3660番7・3663番(以上9筆について次の図に示す部分に限る。)、3653番5、3655番3、3655番4
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第104号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則(平成7年熊本県規則第16号)第2条第1項の規定により告示する。
令和5年(2023年)2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
------	-------	--------------	-------

外科	高塚 二郎	上天草市立上天草総合病院 上天草市龍ヶ岳町高戸1419-19	令和5年(2023年) 1月30日
----	-------	-----------------------------------	----------------------

熊本県告示第105号
救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
令和5年(2023年)2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
国保水俣市立総合医療センター	水俣市天神町一丁目2番1号	令和5年(2023年) 2月12日から 令和8年(2026年) 2月11日まで
医療法人岡部病院	水俣市桜井町三丁目3番3号	令和5年(2023年) 2月12日から 令和8年(2026年) 2月11日まで

熊本県告示第106号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和5年(2023年)2月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和5年(2023年)2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市小倉字居屋敷 1017番1地先から 阿蘇市山田字平原 487番6地先まで	前	4.5 ～ 31.0	732.4	活力創 出基盤 交付金
			後	9.2 ～ 40.2	692.3	

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)2月14日

公 告

熊本県公告第87号
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年(2023年)2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字平田字境1319番1、同1319番2及び同1319番10
276.37平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上益城郡益城町惣領1581番地4
山川 裕也

熊本県公告第88号
測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（用地測量）	令和5年（2023年） 2月1日から 令和5年（2023年） 8月18日まで	熊本市北区大鳥居町、明 徳町、合志市野々島、 栄、上庄

熊本県公告第89号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（県営天草中央 南地区中山間地域総合整 備事業確定測量）	令和5年（2023年） 2月1日から 令和5年（2023年） 6月30日まで	天草市楠浦町立浦西地内

熊本県公告第90号

八代市に事務所を置く八代市平山土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和5年（2023年）2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	宮本 修	八代市敷川内町1641番地
理事	宮本 正	八代市敷川内町1093番地
理事	小屋野 真也	八代市揚町338番地
理事	山田 正文	八代市沖町3803番地3
理事	山村 勵	八代市平山新町5659番地2
理事	一村 富男	八代市敷川内町1960番地
理事	上野 安広	八代市本野町1255番地
監事	松永 雄二	八代市敷川内町2048番地
監事	山下 敏昭	八代市平山新町5805番地
監事	山村 伸一	八代市揚町642番地1
就任		
理事	宮本 修	八代市敷川内町1641番地
理事	水本 和博	八代市敷川内町2036番地1
理事	石山 豊一	八代市平山新町5808番地1
理事	福田 雅彦	八代市本野町90番地
理事	平野 光紘	八代市揚町339番地
理事	三山 正道	八代市揚町377番地
理事	松岡 鉄男	八代市敷川内町899番地1
理事	中村 喜美代	八代市敷川内町685番地38
理事	時田 義弘	八代市平山新町5018番地
監事	佐竹 勝則	八代市奈良木町64番地
監事	山村 伸一	八代市揚町642番地1
監事	瀧川 健一	八代市敷川内町1829番地

熊本県公告第91号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和5年（2023年）2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 落札に係る特定役務の名称及び予定数量
芦北管内保安林緊急改良事業第1号業務委託
(1) 被害木処理 4.07ha
(2) 改植 4.13ha
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県農林水産部森林局森林保全課保安林班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
令和5年（2023年）1月12日
- 落札者の氏名及び住所
水俣芦北森林組合 代表理事組合長 桑畑 達美
熊本県水俣市小津奈木473番地の1
- 落札金額
52,690,000円（うち消費税及び地方消費税の額4,790,000円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和4年（2022年）11月29日

登載依頼

公告

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号。以下「条例」という。）第4条の3第1項の規定により作成した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について、条例第4条の6及び熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）第3条の8第1項の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年（2023年）2月14日

宇土市長 元松 茂樹

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
(1) 名称 宇土市
(2) 代表者の氏名 宇土市長 元松 茂樹
(3) 主たる事務所の所在地 熊本県宇土市浦田町51番地
- 対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称 住吉漁港土砂受入地整備事業
(2) 種類 公有水面の埋立
(3) 規模 埋立区域の面積 約20.8ha（最大）
- 事業実施想定区域の位置
熊本県宇土市住吉町地先公有水面
- 配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間
(1) 場所
ア 宇土市役所（農林水産課）
イ 熊本市役所（水産振興センター）
ウ 宇城市役所（農林水産課）
エ 熊本県庁（行政棟本館1階情報プラザ）
(2) 期間 令和5年（2023年）2月14日（火）から令和5年（2023年）3月16日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
(3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(4) 電子縦覧 <https://www.city.uto.lg.jp/article/view/1121/5896.html>
- 意見書の提出
配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。
- 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
(1) 提出期限 令和5年（2023年）3月16日（木）当日消印有効
(2) 提出方法 縦覧場所（熊本県庁を除く）に備え付けの意見書箱への投函、または問合せ先への郵送
(3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその

名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 イ 意見書の提出の対象である配慮書の名称
 ウ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

- 7 問合せ先
 〒869-0492
 熊本県宇土市浦田町51番地
 宇土市 経済部 農林水産課 林務水産係
 電話 0964-22-1111（代表）

熊本県選挙管理委員会公告第3号

令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙における立候補手続等について、次のとおり説明会を行います。

令和5年（2023年）2月14日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

- 1 日 時 令和5年（2023年）3月6日（月）午後2時から
- 2 場 所 熊本県庁行政棟本館地下大会議室
- 3 問合せ先
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村・税務局市町村課選挙班）
 （電話 096-333-2104）